

武蔵村山市市民活動補償制度

～市民活動の「もしもの事故」をサポートします！！～

ご 案 内



■ 損害賠償責任補償

■ 傷害補償

■ 特定疾病補償

■ 市民活動補償制度とは

武蔵村山市では、多くの方々が自治会活動やボランティア活動などの様々な市民活動を行っています。

「武蔵村山市市民活動補償制度」は、市民活動を行う市民の方に安心して活動を行っていただけるように、活動中に起きた損害賠償責任事故や傷害事故を補償する制度です。

保険料不要！

加入手続不要！



武蔵村山市

1 制度の趣旨

この制度は、市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が行う市民活動中に発生した事故について、武蔵村山市市民活動補償制度をもって補償することにより、市民活動の健全な発展と向上に寄与するとともに、市民活動の活性化を図り、もって活力あるまちづくりを推進することを目的としています。

【市民活動団体等とは】

市内に活動の拠点を置き、市民等により自主的に構成された団体をいう。

【市民等とは】

市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者又は市内を拠点として市民活動を行う者をいう。

2 対象者

- ① 損害賠償責任事故の補償対象：市民活動団体等、市民活動団体等の指導者等
- ② 傷害事故・特定疾病事故の補償対象：市民活動団体等の指導者等・従事者

【指導者等とは】

市民活動団体等において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動の遂行に責任を負う者をいう。

【従事者とは】

市民活動に直接参加する者（運営スタッフ等）をいう。ただし、見物人、応援者、来場者等は除く。

※報酬や謝礼を得て活動している指導者等・従事者は対象になりません。

（弁当代や交通費などの実費支給のみの場合は、対象者となる可能性があります。）

3 保険料

無料（市が負担します。）

4 補償期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



5 補償対象の活動

市民活動団体等が行う市民活動

【「市民活動」って？】

市民活動団体等が行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で、公益性のある直接的活動及び市が行うこれに類する活動をいいます。ただし、政治、宗教、営利又は職務として行う活動及び自己のために行う活動は除きます。

【市民活動の例】

最終的な補償適用の可否は、保険会社において判断されます。

このため、事故状況によっては、以下の活動も対象とならない場合があります。

例
自治会活動、清掃活動、非行防止パトロール、募金活動、在宅高齢者や障がい者の見回り、ホームヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護活動、スポーツ指導、文化指導など

【補償対象外となる事故】

・ 損害賠償責任事故	・ 市民活動団体等又は指導者等の故意による事故 ・ 戦争、動乱、暴動等による事故 ※1 ・ 自然災害による事故 ※2 ・ 指導者等の同居の親族に対する事故 ・ 市民活動団体等又は指導者等が使用し、管理する車両又は動物による事故 ・ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故 ・ 狩猟による事故 ・ 保険約款に定める危険な行為による事故 ※3 ・ 保険約款において免責とされる事故 ※4
・ 傷害事故又は特定疾病事故	・ 指導者等又は従事者の故意又は重大な過失による事故 ・ ※1、2、3、4に規定する事故 ・ 指導者等又は従事者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故 ・ 指導者等又は従事者の脳疾患（特定疾病を除く。）、疾病（熱中症等を除く。）又は心神喪失による事故 ・ 医学的他覚所見のないもの ・ 指導者等又は従事者の無免許運転、酒気帯び運転その他薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転している間の事故 ・ 保険約款に定める危険な運動に参加している最中の事故

6 補償の内容

1 損害賠償責任事故 次のいずれかに該当する事故です。

- ① 市民活動中に指導者等又は従事者の過失により、他人の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等又は市民活動団体等が法律上の損害賠償責任を負う事故
- ② 指導者等が市民活動団体等の指示又は管理下において市民活動に直接起因しない個人の行為又は市民活動を行う場所と居住地との合理的な経路による往復中に生じた個人の行為により法律上の損害賠償責任を負う事故（以下「業務外個人行為事故」という。）

【補償額】

種類	対象	限度額
身体賠償	第三者等の身体に損害を与えた場合	1名 1億円 1事故 3億円
財物賠償	第三者等の財物に損害を与えた場合	1事故 300万円
保管者賠償	第三者等からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により損害を与えた場合	1事故 100万円
業務外個人行為事故賠償	第三者等の身体、財物に損害を与えた場合	1事故 2億円

（免責金額：身体賠償、財物賠償又は保管者賠償それぞれ1事故につき5,000円）

2 傷害事故

市民活動（市民活動を行う場所と居住地との合理的な経路による往復を含む。）中に発生した事故で、指導者等若しくは従事者が死亡若しくは負傷した事故又は熱中症（熱射病又は日射病をいう。）若しくは細菌性・ウイルス性食中毒に対する補償です。

【補償額】

種類	限度額
死亡補償	300万円（事故の日から180日以内に死亡したとき）
後遺障害補償	300万円（事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき）
入院補償	1日 3,000円（事故の日から180日を上限）
手術補償	入院補償が支払われる場合に、手術の種類に応じて保険約款に定める手術補償が支払われます。
通院補償	1日 2,000円 （事故の日から180日までの間で、90日を上限）

3 特定疾病事故

次のいずれかに該当する場合は、

- ① 指導者等又は従事者が急性心疾患又は急性脳疾患（以下「特定疾病」という。）を原因として、市民活動中に死亡又は発症し、病院に搬送され退院せず 30 日以内に死亡した場合
- ② 熱中症等及び特定疾病以外の疾患を、指導者等又は従事者が市民活動中に発症し、発症してから 24 時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。ただし、急性アルコール中毒、薬物中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

【補償額】

50万円

7 補償の事例（参考）

令和6年度に市民活動補償制度による補償が認められた事故には、次のようなものがあります。

- ① 損害賠償責任事故の事例
福祉施設への訪問ボランティアを行っている市民活動団体が、活動中に誤って施設の備品を破損させてしまった。
- ② 傷害事故の事例
地域交流の活性化を目的としたグラウンド・ゴルフの練習会準備に向けて、その指導をするため自治会員が自宅から会場に向かっていた途中、自転車で激しく転倒し、そのけがが原因で入院した。

※ これらの事例は、類似の事故が補償対象となることを保証するものではありません。

8 利用方法（補償加入手続は不要）

- 1 （個人ボランティアの場合）活動前に、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでボランティア登録をお願いします。※必須

【団体の場合】

活動前に、

- ① 「活動の目的や趣旨を明確にしているもの（規約・会則等）」
 - ② 「名簿（氏名、生年月日、住所が記載されているもの）」
- を各団体でご用意ください。



2 活動中に事故が発生した場合

- 2-① 協働推進課へ事故発生の一報をください。



- 2-② 協働推進課へ書類を提出してください。（事故発生から 14 日以内）

【提出書類】

- 1 事故報告書
- 2 当日の参加者や代表者等の名簿
- 3 当日の活動が分かる資料（チラシ、お知らせなど）
- 4 団体の概要が分かる資料（会則、規約など）
- 5 物損事故の場合、損害の状況が分かる写真 など



- 2-③ 協働推進課から事故報告書を保険会社に送付します。

保険会社の審査を受けます。

この段階で保険の適用・不適用が判断されますので、御承知おきください。

手続終了



- 2-④ 不適用と判断された場合

協働推進課からその旨をご報告させていただきます。

- 適用と判断された場合

改めて、補償金請求書等の書類を提出していただきます。

書類の提出時期は、事故内容によって異なります。治療（リハビリを含む）が終了した後や、示談の成立後等に提出していただきます。



手続終了

- 3 治療完了後

指定した金融機関の口座に補償金が振り込まれます。

【お問合せ先】

武蔵村山市 協働推進部 協働推進課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL：042-565-1111（内線243）

FAX：042-563-0793

※個人ボランティアのボランティア登録についてのお問合せ先

武蔵村山市ボランティア・市民活動センター

〒208-8503

武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

TEL：042-590-1430

FAX：042-590-1436